

シリーズ お温習い（おさらい）しましょう！

第9回 「子どもの権利条約」

世界中の子どもたちの権利を保障するために、1989年の国連総会で採択され、日本でも1994年に批准されました。「子どもはひとりの人間！」であることを宣言したのが「子どもの権利条約」です。第1部では41条にわたって子どもの権利を規定していますが、その第1条は「子どもの定義」で、18歳未満を子どもとしています。条約は、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つに大別されます。主な項目を紹介します。

「生きる権利」

- 第2条 差別の禁止
- 第6条 生命への権利、生存・発達の確保
- 第24条 健康・医療への権利
- 第27条 生活水準への権利

「育つ権利」

- 第28条 教育への権利
- 第29条 教育の目的
- 第31条 休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加
- 第39条 犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰

「守られる権利」

- 第19条 親による虐待・放任・搾取からの保護
- 第23条 障害児の権利
- 第26条 社会保障への権利
- 第34条 性的搾取・虐待からの保護

「参加する権利」

- 第12条 意見表明権
- 第13条 表現・情報の自由
- 第15条 結社・集会の自由
- 第17条 適切な情報へのアクセス

☆世界では

- ・開発途上国では5歳になる前の子どもの4人にひとりが栄養不良で、5歳まで生きられない子どもが1年間に約600万人います。（1日に1万6000人が亡くなる計算です）
- ・10億人以上の人が安全でない水（川や池など）を使い、24億人以上がトイレを使えない生活をしています。また水くみは多くの場合、子どもの仕事とされています。
- ・紛争、戦争の中で、給料がいらぬ、殴ればいぬことを聞くなどの理由で、約25万人が兵士にさせられています。
- ・貧しい家計を支えるために働くなどの理由で、1億2100万人以上が学校に通うことができません。

☆日本でも

- ・6人に1人の子どもが相対的貧困状態にあります。
- ・15～34歳の若い世代で死因の第1位が自殺となっているのは先進国では日本のみです。

条約批准にあたって、国内法の整備が不十分なまますすめてしまったという課題があります。子どもたちが学び、育つための法律が、人権の視点にかなっているか検証する必要があります。

高教組は、「子ども権利」の視点で、運動をすすめます。